



山形県公報

令和2年8月11日(火)
第128号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……869
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……870
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……871
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同

告 示

山形県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
イデアルファーロ株式会社 酒田市東町一丁目15番地の25	たくせい寮 酒田市船場町一丁目7番30号	共同生活援助	令和2.8.1

山形県告示第595号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業(総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)及び小型定置漁業
- 2 (1) 加入区の名称
鶴岡市由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業(総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。)及び小型定置漁業

- 3 (1) 加入区の名称
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び小型定置漁業
- 4 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型定置漁業及びばいかご漁業

山形県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田郎堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 秀 也	最上郡真室川町大字大沢184番地
同	小 松 栄 富	同 381番地
同	佐 藤 信 弥	同 679番地
同	小 松 一 弥	同 933番地
同	佐 藤 慎 一	同 1075番地
監 事	姉 崎 治 一	同 178番地
同	佐 藤 範 男	同 816番地

山形県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田郎堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 松 栄 富	最上郡真室川町大字大沢381番地
同	佐 藤 信 弥	同 679番地
同	佐 藤 慎 一	同 1075番地
同	小 松 一 弥	同 933番地

同	姉崎治一	同	178番地
監事	高橋明	同	232番地2
同	佐藤範男	同	816番地

山形県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営川ノ内地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営川ノ内地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月14日から同年9月11日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営矢子堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営矢子堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月11日から同年9月8日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。